

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号50

許認可等の内容		薬局製造販売医薬品製造業の許可の更新
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項
審査基準	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第5及び6項、第80条第7項 薬局等構造設備規則第1条
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準)
	参考事項	薬局製造販売医薬品の取扱いについて (平成17年3月25薬食審査発第0325009号)
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(令和5年9月1日最終変更)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 18日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年4月 1日設定(年 月 日最終変更)